〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号 TEL:20-5590 FAX:27-4489 回像 E-mail:fcu001@lapis.plala.or.jp HPアドレス:http://291shishoku.com No.

12

組合分会長

2024年 10月 18日

□ 覧 ※各係単位での回覧をお願いします。

速報性の向上のために、速報の配布数は、係単位での枚数で配布しています。

2024 秋闘要求書を総務部長に提出! 11/21 に交渉実施予定







2024 秋闘統一要求書

10月17日に2024秋闘要求書を総務部長に提出しました。

3年連続のプラス勧告となった人事院・人事委員会勧告を踏まえた『賃金改善』はもちろんですが、2024 秋闘交渉での最大の争点は『地域手当』です。特別交付税の減額措置が廃止になったにもかかわらず、福井県の人事委員会は、「国家公務員に準拠した制度にした場合の財源の範囲内で一律に支給すること」と勧告しました。

市職労としては、この勧告内容は到底納得できるものではないというスタンスに立ち、少なくとも現行の支給割合維持を求めて交渉に臨んでまいります。

また、人員不足解消や超過勤務防止に向けた 『**働き方の向上』『職場環境の向上』**などについ て、アンケートや職場懇談会でいただいたご意見 を踏まえながら、要求書を取りまとめました。

11 月 21 日には**総務部長交渉**を実施しますので、組合員のみなさんの応援、よろしくお願いします!!

※要求書の内容は左記QRコードからご覧ください。

10/7 福井県人事委員会勧告

福井県人事委員会は月例給、特別給(ボーナス)の官民格差を解消するとした引き上げ勧告を行いました。勧告のポイントは下記のとおりです。

- 1 月例給、ボーナスともに3年連続の引上げ
- (1) 民間給与との較差(2.63%)を埋めるため、給料月額を引上げ
- (2)特別給(ボーナス)を引上げ(0.1月分)
- 2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)(2025年4月~) 人事院勧告に準じ、給料表および諸手当を改定
- (1)地域手当:級地区分および支給割合等を改定(民間給与の実態に応じて支給割合を見直し)

(2)扶養手当:配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を引上げ 等

福井県人事委員会勧告の内容はコチラをご覧ください⇒



《ろうきん》冬季特別キャンペーンのお知らせ

今回も冬の一時金はろうきんへお預けください!!

下記のいずれかのお取引をいただいた方へ"VJAギフトカード1,000円分"進呈!

Aプラン 能登半島地震 復興応援定期預金『結2』【3年満期/金利0.15%】10万円以上

Bプラン 能登半島地震 復興応援定期預金『結2』【3年満期/金利0.15%】5万円以上

福祉積立 (積立預金) 月5,000円以上の【新規契約】または【増額】

《ろうきん》からは、上記のいずれかをお申込いただいた方全員へ『モバイルスタンド&クリーナー』をプレゼント! さらに、《ろうきん》生活応援キャンペーンの対象となります。

、是非お試しください! /

QRコードからもお申込が可能になりました!



職場名、職員番号、氏名、申込プランの入力で お申込いただけます。



モバイルスタンド&クリーナー』

